平成30年度における個人情報保護制度の運用状況

1　個人情報の開示請求の状況

(1) 文書による開示請求の状況

文書による個人情報の開示請求の件数は1,037件で、請求の主な内訳は、北海道公立学校教員採用候補者選考検査の結果(教育委員会)が404件、札幌医科大学附属病院の診療記録等（札幌医科大学）が181件、北海道職員採用試験の得点等（人事委員会）が90件、警察安全相談受理カード等（警察本部）が52件となっています。

また、請求に対する開示決定等の内容は、開示が719件、一部開示が286件、非開示が１件、存否応答拒否が３件、不存在が26件、取下げが２件です。

請求件数及び開示決定等の内容を区分別にみると表１のとおりであり、実施機関別（知事は所管部(局)別）にみると表２のとおりです。

表１　文書による開示請求の状況　（単位：件）

請求件数	請求の方法		請求者の区分		請求に対する開示決定等の内容					取下げ
	来庁	郵送	本人	法定代理人	開示	一部開示	非開示	存否応答拒否	不存在	
1,037	548	489	1,007	30	719	286	1	3	26	2

表２　文書による開示請求の実施機関別の状況　（単位：件）

実施機関		請求に対する開示決定等の内容					取下げ	請求件数	全体に占める割合	対前年度増減
		開示	一部開示	非開示	存否応答拒否	不存在				
知事		18	56	1	0	9	1	85	8.20%	23
	総務部	1	3	0	0	3	0	7	0.68%	3
	総合政策部	2	0	0	0	0	0	2	0.19%	0
	環境生活部	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	△ 7
	保健福祉部	13	34	1	0	6	1	55	5.30%	18
	経済部	0	19	0	0	0	0	19	1.83%	11
	農政部	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
	水産林務部	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
	建設部	2	0	0	0	0	0	2	0.19%	△ 2
	出納局	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
教育委員会		417	10	0	2	0	0	429	41.37%	△ 214
公安委員会		0	0	0	0	1	0	1	0.10%	1
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
監査委員		0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
人事委員会		90	0	0	0	0	0	90	8.68%	14
労働委員会		0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
収用委員会		0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
連合海区漁業調整委員会		0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
海区漁業調整委員会		0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
内水面漁場管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
公営企業管理者		0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
病院事業管理者		10	12	0	0	5	0	27	2.60%	△ 6
警察本部長		1	200	0	1	1	1	204	19.67%	△ 10
北海道公立大学法人札幌医科大学		183	8	0	0	10	0	201	19.38%	△ 26
地方独立行政法人北海道立総合研究機構		0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
合計		719	286	1	3	26	2	1,037	100.00%	△ 218

（注）知事の所管部（局）別内訳には、総合振興局等出先機関に係るものを含みます。

(2) 口頭による開示請求の状況

口頭による個人情報の開示請求の件数は9,287件で、請求の主な内訳は、北海道公立高等学校入学者選抜学力検査の結果（教育委員会）が7,948件、北海道警察官採用試験の結果（警察本部）が373件、北海道行政職員採用試験（Ａ区分）の結果（人事委員会）が325件、札幌医科大学入学者選抜試験の結果が190件、調理師試験の結果（知事）が112件となっています。

試験の結果(知事)が112件となっています。

実施機関別の内容等は、表３のとおりです。

なお、口頭による開示請求ができる個人情報は、資料２－３に掲載しています。

表３　口頭による開示請求の状況　（単位：件）

実施機関		開示の対象となる試験等	件数
知事			206
	保健福祉部	調理師試験	112
		登録販売者試験	26
		クリーニング師試験	7
		毒物劇物取扱者試験	16
		道立高等看護学院入学試験	26
	経済部	技能検定	18
		道立高等技術専門学院入学選考試験	1
教育委員会			8,040
	教育庁総務政策局	北海道公立学校教員採用候補者選考検査	80
		北海道立学校実習助手･寄宿舎指導員採用候補者選考検査	12
	各道立高等学校	北海道立高等学校入学者選抜学力検査	7,948
人事委員会			473
	事務局任用課	北海道行政職員採用試験（A区分）	325
		北海道行政職員採用試験（B区分）	47
		北海道行政職員採用試験（C区分）	74
		北海道行政職員採用試験（身体障がい者）	1
		北海道公立小中学校事務職員採用試験（A区分）	12
		北海道公立小中学校事務職員採用試験（B区分）	2
		北海道公立小中学校事務職員採用試験（C区分）	12
警察本部長			373
	警務部警務課	北海道警察官採用試験	373
北海道公立大学法人札幌医科大学		札幌医科大学入学者選抜試験	190
地方独立行政法人北海道立総合研究機構		地方独立行政法人北海道立総合研究機構職員採用試験	5
合計			9,287

２　個人情報の訂正請求の状況

個人情報に対する訂正請求は１件で、訂正の決定を行いました。

３　個人情報の利用停止請求の状況

個人情報に対する利用停止請求は１件で、非利用停止の決定を行いました。

４　苦情の申出の状況

各実施機関及び事業者が保有する個人情報の取扱いに関する苦情の申出はありませんでした。

５　審査請求の状況

平成30年度中になされた審査請求は、６人から８件あり、このうち、北海道情報公開・個人情報保護審査会に全て諮問を行い、答申を受けたものが１件、審議中のものが７件です。

答申を受けた１件についての内容は、原処分は妥当との判断です。

また、平成29年度末において未答申であった平成29年度以前になされた審査請求４件の処

理状況は、平成30年度中に審査会から答申を受けたものが２件（実施機関の裁決は一部認容が１件、棄却が１件）、審議中のものが２件です。これらの状況は、表４のとおりです。

表４　審査請求の状況　（平成31年3月31日現在）

対象個人情報	実施機関（処分）	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日と内容	裁決年月日と内容
審査請求人に係る交通違反指導に関する文書	道警本部（不存在）	27. 8.17	27.10. 9	（審議中）	
審査請求人に係る警察署内のトラブルに関する文書	道警本部（不存在）	27. 9.13	27.10. 9	（審議中）	
審査請求人の子に関する学校が作成した報告書	教育委員会（非開示）	29. 6.12	29. 8. 1	30. 2. 9 (答申第259号) 原処分は妥当である	30. 5.16 棄却
審査請求人の来所相談に係る児童票	知事（一部開示）	29.11.11	30. 2. 8	30. 6.14 (答申第268号) 原処分は妥当である	30.11.26 棄却
審査請求人の教員採用候補者選考検査に係る文書	教育委員会（一部開示）	29.12. 5	30. 3. 6	30.10.25 (答申第273号) 一部認容・一部妥当	30.12. 5 一部認容 一部棄却
審査請求人に係る告訴事件等相談票	道警本部(非利用停止)	30. 6. 4	30. 7. 5	30.12.20 (答申第279号) 原処分は妥当である	31. 2. 6 棄却
教育委員会等の対応内容に関わる文書等	教育委員会（一部開示）	30. 6.20	30. 9.20	（審議中）	
審査請求人の学校勤務における事故報告書等	教育委員会(存否応答拒否)	30. 7.6	30. 9.20	（審議中）	
審査請求人の叔母に係る死体調査等記録書	道警本部（一部開示）	30. 7.10	30. 9. 6	（審議中）	
審査請求人に係る告訴事件等相談票等	道警本部（一部開示）	30. 7.25	30. 9. 6	（審議中）	
審査請求人が運転免許センターへ提出した病気診断書	公安委員会（不存在）	30. 7.30	30.10.11	（審議中）	
北海道警察が行った審査請求人に対する調査・捜査資料	道警本部(存否応答拒否)	30.12. 7	31. 2. 7	（審議中）	
特別養護老人ホームで発生した事故に係る実地指導結果	知事（一部開示）	31. 2. 4	31. 3.15	（審議中）	

６　北海道情報公開・個人情報保護審査会の構成及び開催状況

審査会の構成及び開催状況については、「平成30年度における情報公開制度の実施状況」の「８　北海道情報公開・個人情報保護審査会の構成及び開催状況」及び資料１－３を参照してください。

なお、審査会の答申は、資料２－２のとおりです。

７　出資法人の個人情報保護

北海道個人情報保護条例第53条の規定により、道が出資する法人のうち実施機関が定める法人は、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

なお、道が出資する法人のうち実施機関が定める法人は、資料２－４のとおりです。

８　指定管理者の個人情報保護

公の施設の管理に係る業務を行う指定管理者は、当該業務に関して実施機関に準じた権限を持つことから、北海道個人情報保護条例第53条の２及び第53条の３の規定により、実施機関と同様に、個人情報の収集の制限等の義務が課されています。